

家庭用暖房小売約款のお知らせ

日頃より、渋川ガスをお使いいただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、ご家庭でガス暖房をご使用、またはご使用を予定しているお客様向けに家庭用暖房小売約款を設定しました。ガス料金等は以下のとおりです。

以下の適用条件を満たすお客さまは、平成 31 年 1 月 1 日よりご契約いただけます。

適用条件

この小売契約を締結する場合、次の条件をいずれも満たしていることが必要です。

- ①家庭用でガス暖房機器（ガスストーブ、ガスファンヒーターなど）をお使い、またはお使いの予定のお客さまで、ガスメーターの能力が 6 m³毎時以下であること。（お客様のガスメーター能力が不明の場合は、お問い合わせください）
- ②暖房機器以外に、厨房用、給湯用などで当社ガスを使用すること。
- ③この契約に規定する冬期の 1 か月の暖房ガス使用量が 6 m³以上であること。
（5 m³以下では一般ガス小売供給約款の料金より割高になる場合があります。）
- ④ガスメーターに暖房使用量計測装置（ハイブリッドカウンターといいます）を取付していること。

契約のポイント

- ① 当社が貸与するハイブリッドカウンターをガスメーターに取付させていただき、暖房使用量と考えられる長時間使用分を計測します。暖房使用量は、通常使用量とは別の料金単価で計算されます。なお、暖房用以外の通常使用量は一般ガス小売供給約款の料金単価と同一とします。
- ② 冬期以外（その他期といいます）は暖房使用量は 0 m³とします。
- ③ この契約はハイブリッドカウンターを設置した日以降の最初の定例検針日の翌日に発効します。
- ④ ガス栓の増設などでガス工事を申し込む方は、一般ガス導管事業者が別途定める契約条件に基づき、一般ガス導管事業者に申し込みをしていただきます。当社でも承ります。
- ⑤ ハイブリッドカウンターの機能等の詳細は当社ホームページ（ガス料金）に掲載の「家庭用暖房小売約款」をご覧ください。
- ⑥ その他、ガス関連法令の諸改正により、この約款も変更する場合があります。
※変更後の供給条件（約款）は当社ホームページへ掲載しておりますので、ご覧ください。
（書面をご希望のお客さまは、当社へご連絡ください。）
- ⑦ この契約をお申込みいただきましても、直ちにハイブリッドカウンターの設置工事ができないことがありますことをご了承ください。

渋川ガス株式会社

住所 渋川市渋川 1 0 9 2 - 1

【ご連絡窓口】

TEL : 0279-23-5501 (平日)

受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時

(ご参考) ご契約内容の概要について

■ 料金単価表 (税込)

名称	適用条件	区分		基本料金	基準単位料金
家庭用暖房小売約款	その他期の料金単価、及び冬期の通常使用量の料金単価	A	0～5 m ³	896.40 円	239.54 円/m ³
		B	6～30 m ³	913.68 円	236.08 円/m ³
		C	31～254 m ³	1320.30 円	222.53 円/m ³
		D	255 m ³ ～	8918.96 円	192.61 円/m ³
	冬期の暖房使用量の料金単価	E		270.00 円	140.40 円/m ³
その他期とは、定例検針日が5月より10月の月をいいます。冬期とは定例検針日が11月から4月の月をいいます。					

- たとえば、冬期にガスメーターでの検針使用量が28 m³で、ハイブリッドカウンターで計測した暖房使用量が15 m³の場合(小型ガスファンヒーターを毎日2時間程度使用した場合の1か月の暖房用ガス使用量相当)、通常使用量は $28 - 15 = 13$ m³になります。上記料金単価表で計算すると
通常使用量は $913.68 + 13 \times 236.08 = 3982.72$ 円
暖房使用量は $270.00 + 15 \times 140.40 = 2376.00$ 円
この合計6358円(1円未満切り捨て)がお客様のガス料金です。一般ガス小売約款料金28 m³の7523円(1円未満切り捨て)に比べ1165円(15.48%)お得です。
- 上表の料金は早収料金(すべて税込)です。支払義務発生日(検針日等)から20日経過後にお支払いいただく場合には、遅取料金(3%割増)となります。
- 実際に適用する単価(円/m³)は、基準単位料金に平均原料価格の動向(原料価格変動額といえます)を加味して毎月変動します。
- ガス料金は、口座振替または払込みの方法により、支払義務発生日の翌日から起算して50日目(支払期限日)までにお支払いいただきます。支払期限日を経過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただくことがあります。
- 対象となるお客様についての詳細は、当社ホームページに各約款を掲載しておりますので、ご覧ください。
(書面をご希望の場合はご連絡ください)
(URL <http://www.shibukawagas.jp/>)

■ 契約変更時の取扱いについて

当社は、契約期間中であっても、この小売約款を変更することがあります。お客さまは、変更後のこの小売約款に異議がある場合、解約することができます(約款をご覧ください)。

※引越し等の理由により暖房ガスの使用を終了する場合には、従来どおり当社にご連絡いただきます。